

洞門清規にみる槩派の影響とその批判

山口晴通

一 洞門清規において、直接、槩派の影響をうけたものとしては、大乘寺月舟宗胡、および足山道白によつて成立した、「栴樹林清規」がある。一方、これにたいして、洞門における槩派の影響を鋭く批判したものと、第一に、面山瑞芳による、「僧堂清規行法鈔」、「僧堂清規考訂別録」があげられる。

殊に面山は、前記、行法鈔制作の動機として、次のように示している。

……爾ヲ永瑩二規ノ僧堂規矩ヲ以テ明様ノ禪堂ニテ行フヘニ、事事ニ名モ義モ違卻ス、行脚數年ノ間、到處ニ額ヲ蹙ム、ユヘニ僧堂ヲ重興シテ、永瑩ノ祖風ヲ後ノ英孫ニ傳シタメニ、コノ鈔ヲ述ス（曹全清規 p.33）下

すなわち、永瑩二規、および古規への復古、乃至は、顯彰をはかると共に、明様排除の思想が、本鈔を作らしめた一因である。したがつて、行法鈔卷一「日分行法次第教訓」の條にいても、當時流行せる、明様禪堂の非なることを指摘している。では、具體的に示された洞門清規として、面山は、何を對稱にしたかという点、栴樹林清規の内容を意識していることは明白である。そのために面山は、行法鈔に續いて行訂別録を撰し、更に一層明様を排撃している。例えば、その卷一、僧堂日分行法次第考訂において、少くも六ヶ所以

上の明様を、「栴樹林清規」の日中行事の中に認めている。かつて道元禪師が、

當山（興聖寺）始有僧堂、是日本國始聞之、始見之、始入之、始而坐之、學佛堂道人之幸運也（永平廣錄）

と示されているように、叢林のもつとも根本道場とするところは僧堂である。この意味において禪師は、特に、永平清規辨道法を開示された。今こゝに、僧堂における毎日の生活態度の中に、栴樹林清規にみるがごとき明様が混入していたとすれば、洞門清規としては、多に注目される所以である。

一例をあげれば、次のようなものである。

坐禪ヲ始ル式ハ、先ツ維那掛ニ坐禪牌於堂前、次ニ直堂人、報首座維那、堂前ノ木版長打三下ス、栴樹林清規（曹全清規 p.33 上）今マデ寅ノ上刻、直堂人禪堂ヨリ火鈴ヲ振テマハリ、諸寮ニ打版スルハ非ナリ……諸規及ビ永瑩二規トモニ、坐禪ノ打版ハ、堂司行者ナリ直堂打版ハ明規ナリ改ムベシ（考訂別録卷一 曹全清規 p.233 上）

このような筆法において面山は、考訂別録卷八に至るまで、具體的な事例を示しながら、明様、乃至は明規の排除につとめている。それは喚言するならば、明様の影響をうけた、栴樹林清規への批判といふことができる。

二 面山による指摘にもかゝらず、一たび洗禮をうけた明様の影響は、容易にこれを脱することができなかった。こゝに玄透即中が、永平寺晋住（一七九五年）を機に、再び古規復古への叫をあげるに至るのである。この消息は、師の「上官衡書」の中に表現されている。

明僧始來^レ朝。盛唱^ニ于新規。於是^ニ我門之味者。亦皆雷同。所以宗風大變^ニ也。大乘月舟。視^レ之如仇讐。嚴設^ニ守禦。金城湯池。無^ニ目而入。然而寡^レ下能敵^レ衆。上從^ニ永平。下至^ニ海內支流。舍^レ古逐^レ今。棄^ニ金擔麻。與^ニ吾祖家訓^ニ矛盾。滔々乎不^レ可^レ易也。祖運否塞。無^レ甚於今日。

右の文中、「大乘月舟視^レ之如仇讐」といつた表現に、ある種の問題は存するとしても、ともかく、月舟の名を戴きながら、祖規への復古に努めたことは理解される。しかし玄透には、面山が、「僧堂清規考訂別錄」を作つて相樹林清規の行法を正すがごとき、具體的な著述はないが、所謂、永平寺現住の職責をもつて、大乘寺にたいし、「冠註永平大清規」を送つて祖規復古への同調を求め、あるいは、當時の大乘寺住職、無學愚禪を攻撃する等、その思想は、まことに直接行動的である。そして明様排除への理念は、ついに「永平小清規」の制作となつた。

叢林行規。以^ニ僧堂爲^レ最。衆寮次^レ之。凡大乘端坐三昧。不^レ必^ニ課誦。小開^ニ看教。以^ニ資^ニ照心。要以^ニ定慧等學爲^ニ佛家之大本^ニ也。(永平小清規自序 曹全清規 p.381上)

要するに、失える古規への復古をもつて、玄透は大乘寺にせまり、官に訴え、あらゆる手段をこらうじて、明様を排除したのである。故に、同一の洞門清規でありながら、明様禪規のおよぶところ、このような攻防變遷のあつたことは、洞門宗學思想の上で、非常に、注目に値することである。

三 およそ後世において、清規が制作される時には、必ず前代諸清規が參考にされ、思想的な敷演、行法的な變形がなされるのである。

洞門清規にみる禪派の影響とその批判(山口)

相樹林清規の制作にあたり、月^二己^一二師は、「按^ニ大宋五山十刹古圖^ニ、廣撮^ニ要^ニ諸家古清規^ニといひ、あわせて永瑩二規の宣揚につとめている。「面山」は僧堂清規制作の意圖を、道元禪師の短命なるが故に、書き残されなかつたものを、補修せんとして、古く中國の禪苑から、日本の諸清規までを参照の上、完成されている玄透の「永平小清規」にしても同様のことがいえる。

では清規として、隱元の制するものはどうであらうか。師も又、

明規の跋において、

不^レ設^ニ展^ニ古拂^ニ今別立^ニ新法^ニ唯稽^ニ校^ニ折^ニ衷^ニ而已

と云つてゐる。しかも同じく、その序文において、百丈、あるいは幻住庵清規の名前をあげているのをみる時、隱元もやはり、古規といわれるものを、相當に意識せるものであるのを知るのである。

しかし、師の場合は、明朝において、己に僧堂が廢れて、禪堂、齋堂が完成してゐたのと、中國佛教特有の、禪淨混淆思想を、そのまゝ清規に導入し、日夜の行法として修行してゐたものである。

故に、洞門あるいは禪派が、一様に古清規を意識して、各々、繁簡宜しきをえたものであるならば、「黃蘗清規」としても、やはり一山の規矩として何ら變哲はないのである。しかるに、ひとり禪規のみが異端視されたのは、當時の洞門僧侶の多くが、これあるを知つて永瑩二規の存するを知らず、したがつて禪規が、無條件に採用された事への反動であらう。したがつて

(1)隱元の來朝、および永瑩二規の刊行間もなく成立した相樹林清規に、明様が混入し、(2)曹洞門下の自覺のもと、永瑩二規への顯彰と相まつて、必然的に明様排除の思想が胚胎し、洞門の純粹性を、教理的にも、行法的にも保持せしめんと、意圖したものである。